

議案第56号

沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のと
おり改正する。

令和元年6月14日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

沼田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年条例
第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

選挙長	1回 10,600円
選挙立会人	同 8,800円
開票管理者	同 10,600円
開票立会人	同 8,800円
投票管理者	同 12,600円
投票立会人	同 10,700円
期日前投票所の投票管理者	同 11,100円
期日前投票所の投票立会人	同 9,500円

を

選挙長	1回 10,800円
選挙立会人	同 8,900円
開票管理者	同 10,800円
開票立会人	同 8,900円
投票管理者	同 12,800円
投票立会人	同 10,900円
期日前投票所の投票管理者	同 11,300円
期日前投票所の投票立会人	同 9,600円

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。